**令和　４年　１月　１日**

国土交通省　航空局

安全部　無人航空機安全課長　殿

クラブ名：**東京RCフライングクラブ**

飛行場所：**荒川河川敷クラブ飛行場**

代表者：会長 **空野　太郎**

代表者住所：**〒105-0004東京都港区新橋1-18-1航空会館内**

電話：**03-3502-1556**

Email：**support＠jmaf.jp**

航空スポーツ・趣味活動のためのラジコン機の登録について（申出）

航空スポーツ・趣味活動を行うラジコン機の愛好家は、一定の機体仕様限界に従った機体を、安全確保措置を講じた場所において、会則に従って安全に飛行させているという実態があります。また、愛好者には年配者が多く、一人の保有機数は数機又は数十機、稀に100機を超える保有機数のマニアも存在します。趣味としていつでも自由に機体を選び、飛ばしたいマニアにとっては、登録申請の煩わしさや登録コストが大きな負担となってきます。

このような状況を踏まえ、令和３年11月25日に公表されました「ラジコン関係者からのご要望に対する考え方について（別紙）」において、「特定空域で飛行するラジコンについては、ラジコン団体が、個々の所有者に代わり、国に機体登録ができるようにします。（所有者は身近なラジコン団体とのやり取りで完結）」、「国への申請事項は、所有者の所属団体、会員番号、氏名・住所・連絡先、基本的な機体情報など必要最小限に限り、詳細な機体情報等は団体で管理すれば足りるようにします。」と記載されています。また、無人航空機登録要領において、ラジコンクラブ又はラジコン団体による一定の管理下にあるラジコン機の登録について、当該団体が航空局に次に掲げる要件に適合する旨の申出をし、航空局がこれを適切と認めた場合においては、登録申請を代行するとともに、同要領に定める登録方法と異なる取扱いとすることができる旨定められています。

当クラブは、別紙１に定めるとおり、同要領に定める要件に合致しているものと考えます。このため、同要領に定める登録申請の代行を行うとともに、当該登録申請の代行に当たって、下記に掲げる取扱いとしていただきたいと考えます。ご回答よろしくお願いします。

記

同要領において、「メーカー機」であれば、最小限の事項、すなわち種類、型式、製造者、製造番号等の機体情報を申請すれば良いこととされています。これは、「メーカー機」であれば、これらの情報によって、その機体の寸法や重量等の諸元が把握できるためだと考えます。この点、航空スポーツ・趣味活動を行うラジコン機の愛好家は、一定の機体仕様限界に従った機体を飛行させているという実態があります。このため、登録申請の代行に当たっては、その対象機体を「自作機」ではなく「メーカー機」として取扱うとともに、申請項目について、型式に代えて所属ラジコンクラブ又はラジコン団体を、製造者に代えて機体仕様限界を、製造番号に代えて任意の英数字（会員番号等を想定しています。）と取扱っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別紙１

無人航空機登録要領８．に定める要件への適合について

（１）当クラブは、別紙２に定める会則に従う会員の情報、その機体情報、飛行場所等を適切に管理していますので、登録要領における８．（１）の要件を満たすものと考えます。

（２）登録要領８．（２）に定める機体仕様限界として、日本模型航空連盟が定める下記のものを提出します。

（３）航空局が管理する法定登録事項に加え、所有者の身元情報及び機体の同一性情報として実際の飛行前に撮影した機体写真を管理します。

（４）航空局に登録した情報が正確なものであることを定期的に確認します。

（５）航空局、警察、消防等の関係機関からの問い合わせに適切に対応します。

（６）申請の代行の対象となる機体は、飛行以外の機能（撮影、データ収集、物体の運搬、散布等を含む。）及び目視外飛行能力（自律飛行能力、FPV による飛行能力等を含む。）を有しないものであり、かつ、機体仕様限界に適合した上で、特定区域（規則第236 条の６第２項第１号の規定による届出のあった区域をいう。）において飛行の用に供されるものとします。

（７）申請の代行の対象となる機体の飛行の目的は、趣味（純粋飛行、航空スポーツ、レクリエーション等）に限ります。

（８）申請の代行の対象となる所有者は、別紙２に定める会則に従った飛行を行うよう適切に管理します

以上より、当クラブは、登録要領８．に定める要件に適合するものと考えます。

記

日本模型航空連盟規定による機体仕様限界

最大離陸重量　　　　　　　　15kg

最大翼面積　　　　　　　　　250dm2

最大回転翼面積　　　　　　　250dm2

最大翼面荷重　　　　　　　　200g/dm2

最大ピストンエンジン排気量　125cc

最大タービンエンジン推力　　15kg

最大無負荷動力電力　　　　　51V

以上

別紙２

**東京RCフライングクラブ**　安全飛行のための会則

飛行に関しては日本模型航空連盟模型飛行士登録規定に従い常に安全を最優先とする。

1．航空法等各種法令、規則を遵守して飛行する。

2．飛行は日の出から日没までの間に行う。

3．天候に常に留意し、飛行の安全に努める。特に強風時などには飛行しない。

4．飛行前、飛行後の機体の点検を必ず実施する。

5．酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。

6．送受信機の機能及びバッテリーの状態をフライト毎に確認する。

7．万が一を想定し、モーター又は発動機には必ずフェールセーフ機能を設定する。

8．飛行空域内に人などが立ち入っていないか常に注意して飛行する。

9．150m以上の高さの空域において飛行を行う場合は、飛行経路全体を見渡せる位置に、ラジコン機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。

10．航空機との衝突を避けるため、常に周辺を監視し航空機が接近した場合には飛行の中止等を行い航空機の飛行に影響を与えない。

11．周囲の人に迷惑をかけない騒音対策等を行う。

12．ラジコン機等と地上又は水上の人又は物件との間には最低30ｍ以上の距離を保つ。

13．機体の所有者を明確にするため、ＪＰＮ番号等を機体に必ず明記する。

14．日本模型航空連盟準会員の資格（第三者賠償責任保険）等が切れていないか確認する。

15．事故等※が起きた場合は、速やかに関係機関に対して、操縦士の氏名、発生日時及び場所、無人航空機の名称、事故等の概要、その他参考事項を報告し、クラブ責任者に連絡を取る。けが人が出た場合は、救助を最優先とする。

※事故等とは無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案を指す。

16．物件のつり下げ又は曳航を行わない。

17．150m以上の高さの空域でラジコン機を飛行させる者は、許可書の原本又は写しを携行する。

18．150m以上の高さの空域でラジコン機を飛行させる場合は、予め許可を得た空港事務所と調整した方法により、当該空域で飛行を予定する日時、飛行高度（上限、下限）、機体数及び機体諸元などを連絡すること。

19．周囲の環境に配慮し、常に安全を最優先に考えた飛行に心がけること。

**東京RCフライングクラブ**　会長 空野　太郎

**この頁以後は、削除して連盟（support@jmaf.jp）宛メールお願いします**

**注意**

**既にRCK「ラジン電波安全協会」にクラブ登録されてる場合、この申請は不要です。**

**記入方法と申請について**

**前３ページ内の青字箇所を、該当するクラブ内容に変更ください。**

**他の部分は変更しないでください。**

**申請方法**

**記入後できればファイル名を、クラブ名に置き換えて**

**日本模型航空連盟宛****support@jmaf.jp** **宛**

**件名に　クラブ登録申請と記入の上**

**電子メールに貼付して送ってください。**